

特養利用料金(ユニット型個室)

R8.6.1

対象者			要介護度	居住費	食費	介護サービス 1割負担	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算		夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算	介護職員処 遇改善加算	合計金額（円）	
預貯金額(夫婦の場合)		I						II	1日合計				1か月合計(30日)	
世帯全員市町村民税非課税	第一段階 生活保護受給者	要件なし	① ～ ⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)	① ② ③ ④ ⑤	880	300	0	0	0	0	0	0	0	1,180	35,400
	第二段階 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)	① ② ③ ④ ⑤	880	390	670 740 815 886 955	18	4	8	18	12	130 142 155 168 180	2,138 2,220 2,308 2,392 2,473	64,140 66,600 69,240 71,760 74,190
	第三段階① 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円超～120万 円以下	550万円 (1,550万円)	① ② ③ ④ ⑤	1,370	650	670 740 815 886 955	18	4	8	18	12	130 142 155 168 180	2,888 2,970 3,058 3,142 3,223	86,640 89,100 91,740 94,260 96,690
	第三段階② 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が120万円超	500万円 (1,500万円)	① ② ③ ④ ⑤	1,370	1,360	670 740 815 886 955	18	4	8	18	12	130 142 155 168 180	3,598 3,680 3,768 3,852 3,933	107,940 110,400 113,040 115,560 117,990
	第四段階 上記以外の方 (266万以上)		① ② ③ ④ ⑤	2,230	1,900	670 740 815 886 955	18	4	8	18	12	130 142 155 168 180	4,998 5,080 5,168 5,252 5,333	149,940 152,400 155,040 157,560 159,990
	第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		① ② ③ ④ ⑤	2,230	1,900	1,340 1,480 1,630 1,772 1,910	36	8	16	36	24	260 284 311 336 360	5,866 6,030 6,207 6,374 6,536	175,980 180,900 186,210 191,220 196,080

【その他加算】

・安全対策体制加算	20円／入所時1回加算	・個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円／月
・生産性向上維持体制加算(Ⅱ)	10円／月	・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円／月
・口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円／月	・協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円／月

※非課税年金も含みます。(非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。)

居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。

介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。